

第Ⅳ部 計画の内容 【各論】

第2章 特別な支援が必要な子ども・若者とその家族への支援



4 障害児支援

【現状・課題・今後の方向性】

- 発達障害に関する社会的認知の広がりにより、これまで障害があると思われる人がいなかった人やことばの遅れ等を心配する保護者からの相談が増えてきており、身近な地域で必要な支援を受ける体制づくりが求められています。
また、発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療育、診断等それぞれの役割を担う関係機関の更なる連携が必要です。
- 重度の肢体不自由や知的障害が重複した状態にある子ども（以下「重症心身障害児」という。）が安心して適切なサービスが受けられるよう、重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスや児童発達支援の設置促進はもとより、福祉・保健・医療・教育等の関係者が連携し、医療的ケア児に必要なサービス利用に繋げていく支援の仕組みづくりが必要です。
- 障害のある子どももいない子どもも共に集団生活の中で社会への適応能力を身につけることが大切です。
住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりが必要です。
- 障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められています。

(1) 早期発見・早期支援

・ 関係機関との連携による早期発見・早期支援

子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう、各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。

・ 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

特性や状況に応じた支援を早期に受けることができるよう、児童発達支援事業所の設置や総量規制の導入による放課後等デイサービスの偏在解消、保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。

(2) 特性や状況に応じた支援の提供

・ 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討

平成 30 年度に実施した実態把握に基づき、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて、福祉・保健・医療・教育等の関係者による協議の場を設置し、検討します。

重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施や、技術習得にかかる職員研修の受講促進に努めます。

・ 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。

(3) 相談・支援・連携体制の強化

・ 障害児相談支援の充実

子どもの成長に応じた適切な支援が受けられるよう、また保護者が気軽に相談できるよう、子どもはぐくみ室や障害保健福祉課、児童福祉センター、教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）、総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」など相談体制の充実を図ります。

また、サービス利用の際の相談支援の現状を踏まえつつ、専門的見地による障害児相談支援の拡充を進め、子どもにとって適切なサービスの組み合わせや、チェックができる仕組みづくりを推進します。

・ 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進

障害のある子どもが通所している保育園（所）・幼稚園等と児童発達支援センター等との連携や、放課後等デイサービス、タイムケア事業所と児童館、学校との連携等、就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう、仕組みづくりを行います。

障害のある子どもが、集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう、引き続き保育園（所）・幼稚園等における受入体制の充実・確保を行うとともに、放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう、学童保育所や児童館、放課後まなび教室等における支援の充実を図り、地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また、障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。

(4) 一人一人のニーズに応じた教育の推進

- ・ **インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援**

障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行うとともに、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、対象が一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配慮の取組の充実を図ります。また、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支えあえるような交流及び共同学習をさらに推進します。

- ・ **一人一人のニーズに応じた教育の実施**

自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師等の専門家及びICT技術の活用も含めた支援体制の充実を図るとともに、就学前施設からの「就学支援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、保育園（所）・幼稚園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。

各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み

＜第 1 期障害児福祉計画＞

（上段：利用者数，下段：延べ利用日数（1 月当たり））

区 分	30 年度 (見込)	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度	38 年度
放課後等 デイサービス	2,420 人 29,040 人日	2,747 人 32,964 人日	3,073 人 36,876 人日	3,221 人 38,652 人日	3,324 人 39,888 人日	3,431 人 41,172 人日	3,540 人 42,480 人日	3,654 人 43,848 人日	3,770 人 45,240 人日
児童発達支援	2,142 人 12,852 人日	2,198 人 13,188 人日	2,282 人 13,692 人日	2,354 人 14,124 人日	2,429 人 14,574 人日	2,506 人 15,036 人日	2,586 人 15,516 人日	2,668 人 16,008 人日	2,752 人 16,512 人日
障害児相談支援	91 人	112 人	144 人	173 人	203 人	234 人	241 人	249 人	257 人
障害児入所施設	47 人	47 人	47 人	47 人	47 人	47 人	47 人	47 人	47 人
医療型 児童発達支援	0 人 0 人日	84 人 504 人日	87 人 522 人日	89 人 534 人日	92 人 552 人日	95 人 570 人日	98 人 588 人日	101 人 606 人日	105 人 630 人日
保育所等訪問 支援	2 人 3 人日	30 人 60 人日	60 人 120 人日	60 人 120 人日	60 人 120 人日	60 人 120 人日	60 人 120 人日	60 人 120 人日	60 人 120 人日
居宅訪問型 児童発達支援	0 人 0 人	15 人 120 人日	25 人 200 人日	25 人 200 人日	25 人 200 人日	25 人 200 人日	25 人 200 人日	25 人 200 人日	25 人 200 人日
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ター	—	15 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、必要量の見込みを超える場合には、児童福祉法第 21 条の 5 の 15 に基づき、事業所指定を行わない場合があります。